

第3号議案

一般送配電事業者及び送電事業者が公表する系統情報の項目等の変更及び公表について

(案)

第24回再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会(2021年2月16日)において、情報開示請求者の条件を見直すとされ、「系統情報の公表の考え方」(資源エネルギー庁電力・ガス事業部)の一部改正が行われた。

このため、送配電等業務指針第245条第1項の規定により一般送配電事業者及び送電事業者が公表する内容について、本機関のウェブサイト上で公表している「一般送配電事業者及び送電事業者が公表する系統情報の項目等」を、別紙のとおり一部変更し、公表する。

以上

【添付資料】

別紙：一般送配電事業者及び送電事業者が公表する系統情報の項目等の変更案

電力広域的運営推進機関公表資料 一般送配電事業者及び送電事業者が公表する系統情報の項目等 新旧対照表

変更前(変更点に下線)

変更後(変更点に下線)

表1 一般送配電事業者及び送電事業者が公開する系統情報及び公開の手段、時期

表1 一般送配電事業者及び送電事業者が公開する系統情報及び公開の手段、時期

情報項目	公開の手段	公開時期
(a) (略)	(略)	(略)
(b) (略)	(略)	(略)
(c) (略)	(略)	(略)
(d) 需要及び送配電に関する情報(※3) ・地点別需要、系統潮流実績(変電所単位かつ1時間単位) ・系統構成、予想潮流(1年度目、5年度目) ・送電線の投資・廃止計画(10年間) ・送電線の作業停止計画(年間計画2年分、過去計画1年分以上)(※4) ・送変電設備のインピーダンス(ループ系統のみ)	一般送配電事業者のウェブサイト	1年毎
(e) (略)	(略)	(略)
(f) (略)	(略)	(略)
(g) 需給関連情報(電力使用状況) ・供給区域の需要電力の現在値 ・供給区域の当日及び前日(※5)の需要実績カーブ ・供給区域の当日の最大電力実績と発生時刻	同上	都度
(h) (略)	(略)	(略)
(i) 再生可能エネルギーの接続・申込状況に関する情報(※6) ・太陽光発電の接続・申込状況(※7)(※8) ・風力発電の接続・申込状況(※8) ・バイオマス発電の接続・申込状況 ・水力発電(揚水を除く)の接続・申込状況 ・地熱発電の接続・申込状況	同上	1か月毎
(j) 再生可能エネルギーの出力抑制の実施状況に関する情報(※9) ・出力抑制が行われた日、時間帯 ・その時間帯ごとの給電指令が行われた出力の合計 ・理由(「下げ調整力不足」などの要因)	同上	出力抑制が行われた日の属する月の翌月

情報項目	公開の手段	公開時期
(a) (略)	(略)	(略)
(b) (略)	(略)	(略)
(c) (略)	(略)	(略)
(d) 需要及び送配電に関する情報(※3) ・地点別需要、系統潮流実績(変電所単位かつ1時間単位) ・系統構成、予想潮流(1年度目、5年度目) ・送電線の投資・廃止計画(10年間) ・送電線の作業停止計画(年間計画2年分、過去計画1年分以上) ・送変電設備のインピーダンス(ループ系統のみ)	一般送配電事業者のウェブサイト	1年毎
(e) (略)	(略)	(略)
(f) (略)	(略)	(略)
(g) 需給関連情報(電力使用状況) ・供給区域の需要電力の現在値 ・供給区域の当日及び前日(※4)の需要実績カーブ ・供給区域の当日の最大電力実績と発生時刻	同上	都度
(h) (略)	(略)	(略)
(i) 再生可能エネルギーの接続・申込状況に関する情報(※5) ・太陽光発電の接続・申込状況(※6)(※7) ・風力発電の接続・申込状況(※7) ・バイオマス発電の接続・申込状況 ・水力発電(揚水を除く)の接続・申込状況 ・地熱発電の接続・申込状況	同上	1か月毎
(j) 再生可能エネルギーの出力抑制の実施状況に関する情報(※8) ・出力抑制が行われた日、時間帯 ・その時間帯ごとの給電指令が行われた出力の合計 ・理由(「下げ調整力不足」などの要因)	同上	出力抑制が行われた日の属する月の翌月

(※1)～(※3) (略)

(※4) 一般送配電事業者の中には、過去計画については紙面でしか管理していない会社もあり、実務を勘案し、令和元年の運用開始当初は半年分以上とする。

(※5)～(※9) (略)

(注) (略)

(※1)～(※3) (略)

(削る)

(※4)～(※8) (略)

(注) (略)

変更前 (変更点に下線)

表2 一般送配電事業者が開示請求者の請求に応じて開示する系統情報及び開示の手段、時期

情報項目	開示手段	更新時期
(a) 発電出力実績に関する情報(※1)(※2)(※3) ・発電出力実績：1時間毎(匿名、系統構成とセット) ・電源種 ・発電機単位の設備容量・LFC幅・最低出力・変化速度 ・発電所単位の運用制約(燃料消費制約、地熱の蒸気井の減衰等による制約、海水温制約、取水量制約、大気温度制約)	開示請求者(※4)(※5)と一般送配電事業者(※6)間において、秘密保持契約を締結のうえ開示	年度毎
(b) 電源の新設・停止・廃止計画に関する情報(※1) ・電源の新設・停止・廃止計画	同上	同上

(※1)～(※3) (略)

(※4) 開示請求者は、ある程度の事業の蓋然性が高まったと考えられる接続検討申込みをしたことを条件とする。

(※5)・(※6) (略)

(注) (略)

変更後 (変更点に下線)

表2 一般送配電事業者が開示請求者の請求に応じて開示する系統情報及び開示の手段、時期

情報項目	開示手段	更新時期
(a) 発電出力実績に関する情報(※1)(※2)(※3) ・発電出力実績： <u>発電機毎</u> に1時間毎(匿名、系統構成とセット) ・電源種 ・発電機単位の設備容量・LFC幅・最低出力・変化速度 ・発電所単位の運用制約(燃料消費制約、地熱の蒸気井の減衰等による制約、海水温制約、取水量制約、大気温度制約)	開示請求者(※4)(※5)と一般送配電事業者(※6)間において、秘密保持契約を締結のうえ開示	年度毎
(b) 電源の新設・停止・廃止計画に関する情報(※1) ・電源の新設・停止・廃止計画	同上	同上

(※1)～(※3) (略)

(※4) 開示請求者は、ある程度の事業の蓋然性が高まったと考えられる接続検討申込みをしたことを条件とする。なお、低圧(10キロワット以上)の系統連系希望者は事業の蓋然性が高まったと判断できる資料の提出を条件とする。

(※5)・(※6) (略)

(注) (略)